

主要事業個別シート(第2次実施計画/H27・28年度)

ver.1.01

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	企画総務部(危機管理局)	
	19081	地震対策・木造住宅補強事業	室名	危機管理室	
	基本施策の大綱	01:快適な都市空間の創造	財務科目	会計	01:一般会計
	基本施策	06:住環境の向上		款	02:総務費
	施策の方向	02:安全・快適な住環境の整備		項	01:総務管理費
戦略プロジェクト	01:まち守りプロジェクト	目		13:災害対策費	
事業予定期間	H 20 ~ H - 年度	主な根拠法令要綱等	亀山市木造住宅耐震診断等事業実施要綱等		

② 目的・概要	対象	市民
	目的	地震による人的被害の大半は、建物倒壊等に起因するものであることから、「南海トラフ地震」等の地震による被害を最小限に食い止めるために、木造住宅の耐震化を促進し災害等に対する安心・安全の基盤をつくり、住宅の安全性の向上を図る。
概要	旧建築基準法適用(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を所有者等からの申請により、無料耐震診断を行った結果、評点が0.7未満と判定された場合、それを1.0以上に補強するための補強計画及び補強工事(除却工事含む)に係る費用に対して補助を行いつつ、平成27年度に亀山市耐震化促進計画の改定を行い、耐震化率の向上を図る。 なお、現行制度での運用は平成28年度限りとし、これまでの成果・課題を整理し、事業の見直しを行う。	

		平成27年度	平成28年度	
③ 年度別事業計画	計画額	・木造住宅の無料耐震診断(旧建築基準法適用) 46.32千円/1戸	・木造住宅の無料耐震診断(旧建築基準法適用) 46.32千円/1戸	
		・耐震補強計画策定への補助 上限240千円(市・上限120千円)	・耐震補強計画策定への補助 上限240千円(市・上限120千円)	
	・耐震補強工事(リフォーム工事含む)への補助 【耐震】上限1,465.5千円(市・事業費の2/3上限600千円) 【リフォーム】上限400千円(市・事業費の1/3上限100千円)	・耐震補強工事(リフォーム工事含む)への補助 【耐震】上限1,311千円(市・事業費の2/3上限600千円) 【リフォーム】上限400千円(市・事業費の1/3上限100千円)		
	・除却工事への補助 上限300千円(市・事業費の1/3上限150千円)	・除却工事への補助 上限300千円(市・事業費の1/3上限150千円)		
	予算額	事業費	59,900千円	59,900千円
		国庫支出金	23,700千円	21,200千円
		県支出金	14,000千円	15,200千円
		地方債		
		その他		
	予算額	事業費	59,879千円	59,837千円
国庫支出金		23,766千円	21,315千円	
県支出金		14,005千円	15,045千円	
地方債				
その他				
期間内総事業費(H27・H28)①		119,800千円	期間外事業費(H29以降)② -	
			総事業費(①+②) -	

		平成27年度	平成28年度	(参考・平成29年度)		
④ 指標	① 補足	名称 耐震診断棟数	計画値	130	130	130
		旧建築基準法適用の木造住宅を対象とした耐震診断の実施棟数	単位	棟	棟	棟
	② 補足	名称 耐震補強計画数	計画値	25	31	31
		耐震診断を行い、評点0.7未満と診断された住宅を、評点1.0以上に補強する計画に係る費用に対する補助の実施棟数	単位	棟	棟	棟
③ 補足	名称 耐震補強工事数	計画値	23	25	25	
	耐震補強計画を行い、評点1.0以上に補強するための工事に係る費用に対する補助の実施棟数	単位	棟	棟	棟	
④ 補足	名称 除却工事数	計画値	23	20	20	
	耐震診断を行い、評点0.7未満と判定された住宅を、除却する工事に係る費用に対する補助の実施棟数	単位	棟	棟	棟	

事務事業評価シート

H27(主要事業)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	企画総務部(危機管理局)
	19081	地震対策・木造住宅補強事業	室名	危機管理室
	基本施策の大綱	01:快適な都市空間の創造	財	会計 01:一般会計
	基本施策	06:住環境の向上	務	款 02:総務費
	施策の方向	02:安全・快適な住環境の整備	科	項 01:総務管理費
戦略プロジェクト	01:まち守りプロジェクト	目	目 13:災害対策費	

② 目的・概要	対象	市民
	目的	地震による人的被害の大半は、建物倒壊等に起因するものであることから、「南海トラフ地震」等の地震による被害を最小限に食い止めるために、木造住宅の耐震化を促進し災害等に対する安心・安全の基盤をつくり、住宅の安全性の向上を図る。
概要	旧建築基準法適用(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を所有者等からの申請により、無料耐震診断を行った結果、評点が0.7未満と判定された場合、それを1.0以上に補強するための補強計画及び補強工事(除却工事含む)に係る費用に対して補助を行いつつ、平成27年度に亀山市耐震化促進計画の改定を行い、耐震化率の向上を図る。 なお、現行制度での運用は平成28年度限りとし、これまでの成果・課題を整理し、事業の見直しを行う。	

		27年度		28年度	
①	名称	耐震診断棟数	計画値	130	130
	補足	旧建築基準法適用の木造住宅を対象とした耐震診断の実施棟数	実績値	105	
			単位	棟	棟
②	名称	耐震補強計画数	計画値	25	31
	補足	耐震診断を行い、評点0.7未満と診断された住宅を、評点1.0以上に補強する計画に係る費用に対する補助の実施棟数	実績値	34	
			単位	棟	棟
③	名称	耐震補強工事数	計画値	23	25
	補足	耐震補強計画を行い、評点1.0以上に補強するための工事に係る費用に対する補助の実施棟数	実績値	23	
			単位	棟	棟
④	名称	除却工事数	計画値	23	20
	補足	耐震診断を行い、評点0.7未満と判定された住宅を、除却する工事に係る費用に対する補助の実施棟数	実績値	29	
			単位	棟	棟

年度計画				年度実績					
・木造住宅の無料耐震診断(旧建築基準法適用) 46.32千円/1戸 ・耐震補強計画策定への補助 上限240千円(市・上限120千円) ・耐震補強工事(リフォーム工事含む)への補助 【耐震】上限1,465.5千円(市・事業費の2/3上限600千円) 【リフォーム】上限400千円(市・事業費の1/3上限100千円) ・除却工事への補助 上限300千円(市・事業費の1/3上限150千円)				・木造住宅の無料耐震診断(旧建築基準法適用) 46.32千円/1戸 ・耐震補強計画策定への補助 上限240千円(市・上限120千円) ・耐震補強工事(リフォーム工事含む)への補助 【耐震】上限1,465.5千円(市・事業費の2/3上限600千円) 【リフォーム】上限400千円(市・事業費の1/3上限100千円) ・除却工事への補助 上限300千円(市・事業費の1/3上限150千円)					
④ 事業の計画・実績	事業費	事業費	計画額	予算額	決算額	人件費	総人件費 ①	3,792	平均給与額×③
		国庫支出金	23,700	23,766	23,103	一般職員人件費 ②	3,792		
		県支出金	14,000	14,005	13,919	所要人員 ③	0.50		
		地方債		0		臨時職員人件費 ④	0		
		その他		0		受益者負担額 ⑤			
		一般財源	22,200	22,108	22,854	受益者負担率	0.0%	⑤ / ⑥	
		再掲	翌年度への繰越額		0				
	前年度からの繰越額		0	0					
	総人件費		①	3,792					
	総コスト		⑥	63,668					

⑤ 事業の評価	【事業の成果】	個別訪問や無料耐震相談会開催により、所有者等に対し、積極的に耐震診断を行ってもらおうよう働きかけ、耐震工事、除却工事につながったことから、耐震化の向上が図られた。	総合判定
			A
			順調に進んだ
	【反省点・課題】	今後も引き続き、耐震補強の重要性の周知を積極的に行う。また、所有者が耐震診断に留まることなく、耐震工事や除却工事を実施してもらえるよう促していく必要がある。	
	【改善の方向性】	平成28年3月に策定した亀山市耐震改修促進画に基づき、市民に耐震化の必要性について周知を行いつつ、耐震にかかる制度の見直しを図り、耐震化率の向上に努める。	
	事業目的の妥当性: 適切	有効性: 適切	最終評価確認者: 危機管理室長 倉田 利彦